

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第1－43号
2	公募日	令和7年11月17日
3	契約担当者	能代市水道事業 能代市長 齊 藤 滋 宣
4	物品名	水道メーター（バーター品・口径75mm）
5	納入場所	能代市都市整備部水道課
6	納入期間	契約締結日～令和8年3月27日
7	当該物品の主管課	都市整備部 水道課 電 話 番 号 0185-52-5221 ファクシミリ番号 0185-89-1780
8	種別	物品（単価入札）
9	主な仕様（概要）	水道メーター（バーター品・口径75mm）の納入 ※仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に登載されている者であること。 (2) 国、秋田県及び本市の指名停止中でないこと (3) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」を選択している者であること。
11	入札に関する注意事項	入札金額は1円単位とし、口径1個あたりの単価入札とする。
12	入札予定日	令和7年12月2日 （火） 午後3時00分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり

入札スケジュール 品 名：水道メーター（バーター品・口径75mm）

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和7年11月17日（月） 正午から 令和7年11月19日（水） 午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和7年11月17日（月） 正午から 令和7年11月19日（水） 午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり 提出先：物品主管課
3	申込書類の受付	令和7年11月17日（月） 正午から 令和7年11月21日（金） 午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和7年11月21日（金） 午前9時から回答書を掲示	掲示場所：契約検査課
5	指名通知・非指名通知	令和7年11月26日（水）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和7年12月2日（火） 午後3時00分 会 場： 能代市役所第1庁舎1階 契約検査課 入札室	基本事項5のとおり

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

能代市水道事業
能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

品 名	水道メーター（バーター品・口径75mm）
入 札 金 額	1 個あたり ￥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第 1 1 2 条第 1 項第 3 号により免除
備 考	

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

能代市水道事業
能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

品 名	水道メーター（バーター品・口径75mm）
入 札 金 額	1 個あたり ￥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第 1 1 2 条第 1 項第 3 号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。	
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせすること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- （１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- （３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- （４）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- （５）落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- （１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。
- （２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

7 その他必要な事項

- （１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- （２）提出された申込書類は返却しない。
- （３）申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- （４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- （５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。

※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。

- （６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 ０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号 ０１８５－５４－６４６０

令和 7 年度 上水道メーター購入予定【バ ー タ ー 品】

※今後の閉開栓及び新規交付の状況により個数が変動します。

	発注予定	R07. 12	個数計	メーター 単価 (税込)	金額
	納品予定	R08. 3			
	使用時期	R08. 4～ R09. 3			
水道事業	φ 13	—	—	—	—
	φ 20	—	—	—	—
	φ 25	—	—	—	—
	φ 30	—	—	—	—
	φ 40	—	—	—	—
	φ 50	—	—	—	—
	φ 75	6	6		
	φ 100	—	—	—	—
	合計	6	6		

仕 様 書

1. 適用範囲

製作する水道メーター（以下「メーター」という。）は、計量法（平成4年法律第51号）その他関連法規及び工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項に定める日本工業規格（JIS）、社団法人日本水道協会（JWWA）が定める日本水道協会規格その他関連規格に適合するほか、この仕様書による。

2. 検定の時期

本市に納入するメーターは、計量法による検定合格後2ヶ月以内のものであり、かつ、検定有効期間の満了年月が、令和15年4月から令和16年3月までのメーターであること。

3. 構造及び材質

メーターの構造及び材質は次のとおりとし、鉛の水道水質基準である「水質基準に関する省令の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第43号）」に定められている0.01mg/l以下であること。なお、各社修理可能な互換性のあるケースを使用すること。

バスター品 口径75mm 直読式たて型軸流羽根車乾式デジタル表示（フランジ）

※ バスター品とは使用済メーター1個の下取りにつき、1個の新品を購入する品を言う。

4. 塗装

ケース：無色塗装または無塗装、蓋：青色

5. 表記等

（1）蓋部

メーター蓋にメーター口径、メーター番号、製造業者名、製造業者略号を刻印し、メーター蓋の裏に検定満期年月シールを貼り付けること。

（2）上ケース部

メーター上ケースにメーター番号及び、検定満期年月を刻印すること。

（3）メーター番号と検定満期年月

メーター番号の年度と検定満期年月の年は、新元号の年度と年の和暦2桁で表記する。

6. 納入場所

能代市上町1番3号
能代市都市整備部水道課

7. 納入期間

契約締結日から令和8年3月27日

8. 発注等

発注あるごとに、指定する期日までに納入すること

9. 契約不適合

本市がメーターを購入してから1年以内に当該メーターに異常が生じたとき、又はその原因が供給者にあることが明らかな場合は、供給者がその責任を負う。

また、検定有効期間の満了内にメーターに異常が生じたとき、又は原因が供給者にある場合は、その原因を市へ報告すると同時に、速やかにその対策を施すこと。

10. 疑義

この仕様書に関して疑義が生じたときは、双方協議の上、決定する。